一般社団法人千葉県臨床工学技士会施行細則

Ⅰ．理事・監事選出規程

第１章　総　則

第１条　定款第２４条に基づき、理事および監事の選出を次のごとく定める。

第２条　選挙権および被選挙権を有する者は、（選挙告示日現在）会費を完納している正会員に限る。

第２章　選挙管理委員会

第３条　理事および監事を選出するために、理事会の承認を得て、選挙管理委員会を設ける。

第４条　選挙管理委員会は正会員の中より若干名を選出して構成し、委員長を互選する。ただし、その選挙の候補者は選挙管理委員になれない。

第５条　選挙管理委員会は、次の業務を行なう。

（１）選挙の告示

（２）理事および監事候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示

（３）投票および開票の管理と当選の確認。

（４）総会に選挙結果を報告

第６条　選挙管理委員会の任期は２年とする。

第３章　選　挙

第７条　理事および監事に立候補しようとするもの、または候補者を推薦しようとするものは選挙管理委員会に文書をもって届け出る。ただし、推薦届けの場合には本人の同意を必要とする。

第８条　立候補、推薦候補の届出締切は投票日２ヶ月前とする。

第９条　選挙は立候補届けのあったものについて、正会員の無記名投票により行ない、理事および監事についてそれぞれ連記制（投票数は定数以内）とする。定数以上が連記された場合は、当該投票を無効とする。

第 10 条　当選者は、それぞれ有効投票数を得たものから高点順に定める。

第 11 条　理事選挙は定員以上の場合には選挙とし、定員以内の場合は無投票にて選出する。

第４章　無投票当選

第 12 条　選挙締切日を過ぎても、候補者が定員を超えないとき、または、超えなくなったときには、無投票で当選者を定めることができる。

第５章　異議の申立て

第 13 条　選挙に関する異議は公示後１４日以内に選挙管理委員会に申立てることができる。

付　則

１．　この規程は、理事会の議決を経て、総会での議決を必要とする。

２．　この規程は、平成２５年６月９日より施行する。

Ⅱ．総会規程

第１章　総　則

第１条　総会運営は、定款およびこの規程の定めるところによる。

第２条　司会者は、会長が指名し、議長が決定するまでの会議の責任を持つものとする。

第２章　議長の選出

第３条　司会者は、仮議長となって出席正会員の中から議長を選出する。議長は２名以内とする。

第４条　正会員がやむをえない理由により出席できない場合は、定款第２０条の定めるところにより、委任状をもって表決を託することができる。

第５条　議長は、会議の議事を記録するため、書記を２名任命しなければならない。

第６条　議長は、定款第１９条に定める定足数を確認し、会議の成立を宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときは、休憩または散会あるいは延会を宣言する。

第７条　総会の議題はあらかじめ会員に通知しなければならない。

第６条　議長は案件を議題とするときは、その旨を宣言する。

第９条　会議で発言する場合は、議長に通知し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属・氏名を明確にしなければならない。

第 10 条 総会に提案する場合は、次の各項によらなければならない。

（１）提案主旨を印刷し、総会の１４日前までに会長に送付する。

（２）修正動議は、予め文章を印刷し議長に提出しなければならない。

（３）緊急の事情により、総会当日に提出する場合は、その事由と要旨を議長に届けなければならない。

（４）予算を伴う場合は、修正の結果必要とする経費を明らかにした文章を添えなければならない。

第 11 条 採決を行うときは、議長はその票決に対する問題を宣言しなければならない。

第 12 条 採決の順序は、議長がこれを定め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。

第 13 条 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

第 14 条 採決の方法は次の各項の一つとする。

（１）拍手

（２）挙手

（３）起立

（４）無記名投票

第 15 条 票決を行った場合議長はその結果を宣言する。

第 16 条 この規程に違反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止あるいは退場させることができる。

付　則

１．　この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

２．　この規程は、平成２１年８月２日より施行する。

Ⅲ．入会に関する規程

第１条　この規程は、定款６条から７条に規程する正社員の入会について定める。

第２条　一般社団法人千葉県臨床工学技士会正会員は、社団法人日本臨床工学技士会正会員になるものとする。

付則

１．　この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。

２．　この規程は、平成２１年８月２日より施行する。

Ⅳ.会費に関する規定

第１条　定款第７条に基づき、会費を次のごとく定める。

第２条　正会員の入会費は３，０００円とする。

第３条　正会員の年会費は５，０００円とする。

第４条　プラチナ割適応正会員の年会費は３，０００円とする。

第５条　賛助会員の年会費は２０，０００円とする。

付則

１.以下の条件を満たす正会員にプラチナ割を適応する。

ⅰ．　満６０歳以上の正会員

ⅱ．　当会に１０年以上正会員として在籍しているもの

ⅲ．上記条件を満たしその個人よりホームページ上の指定書式にて申請があった場合

２.この規定は、総会の議決を経なければ変更できない。

３．この規定は、平成２８年６月１９日より施行する。

Ｖ．事務局規程

第１条　この規程は、本会の事務を円滑に処理することを目的とする。

第２条　事務局には、理事会の同意を得た所要の職員を置くことができる。

第３条　会長は、会計を担当する財務担当理事を任命する。

２　財務担当理事は会計責任者とする。

第４条　事務局には、次の帳簿および書類を整備しなければならない。

（１）定款

（２）会員名簿および会員の異動に関する書類

（３）理事、監事および職員の名簿および履歴書

（４）総会、理事会等の議事に関する書類

（５）金銭出納簿等の会計に関する帳簿
（６）財産目録
（７）許・認可及び登記等に関する書類
（８）その他必要な帳簿および書類

第５条　この規程で定められていない必要事項は理事会の議決によるものとする。

付　則

１．　この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
２．　この規程は、平成２１年８月２日より施行する。

Ⅵ. 出張旅費規程

第１条　会長は、会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第２条　前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。
（１）電車賃　普通旅客運賃（付随する特急料金は実費支給）
（２）日当
（３）宿泊費
但し、出張距離によって航空機の使用を許可することもある。

第３条　日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊費は宿泊日数に応じてこれを支給する。
但し、鉄道及び船舶内における宿泊は、宿泊費を支給しない。

第４条　宿泊費は、一泊当たり１０，０００円を限度とし朝・夕食、サービス料及び税金を含む。

第５条　日当は、一日当たり５，０００円とし昼食代及び車中食事代その他の支弁に当てる。

第６条　日帰り出張は、交通費の実費のみ（公共交通機関交通費を基準とし、所属施設から出張先まで）を支給する。但し、必要により食事代の実費を支給する。

第７条　本会以外から交通費あるいは経費が全額または一部が支給されるときは、本会よりの支給はその差額分とする。

第８条　本会の理事会、委員会の開催にあたっての出張は、交通費の実費のみを支給する。

付則

１．　この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。
２．　この規程は、平成２３年１２月１３日より施行する。

Ⅶ. 慶弔規程

第１条　この規程は、会員の慶弔及び相互扶助について定める。

第２条　会員が次の該当する場合は、祝意、弔意の表明をする。
（１）結婚での祝電
（２）死亡での弔電、生花
（３）配偶者死亡での弔電、生花
（４）血族の１親等死亡での弔電
（５）理事会が必要と認めた時

第３条　会員以外における関連団体役員の慶弔に関しては、会長、副会長、事務局長に委任し、理事会を経るものとする。

付則

１．　この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

２．　この規程は、平成２１年８月２日より施行する。

Ⅷ．講演謝金、執筆料に関する規程

第１条　この規程は、学会、研究会、勉強会、研修会等における講演に対する謝金と、会誌等の執筆料について定める。

第２条　金額等詳細は、施行細則資料１に記載する。

付則

１．この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

２．この規程は、平成２３年１２月１３日より施行する。

Ⅸ．賛助会員の特典に関する規定

第１条　この規定は、賛助会員（施設、企業）の特典に関する規定を定める。

第２条　賛助会員に所属する人員が本会主催の研究会、勉強会に参加する場合、１０名を限度に正会員の参加費で参加を認める。

第３条　賛助会員より本会運営のホームページに求人広告の要請が有った場合、３カ月間を限度に掲載を許可する。

付則

１．この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

２．この規程は、平成２３年１２月１３日より施行する。

Ⅹ．広告掲載に関する規定

第１条　この規定は、本会の発行する刊行物への広告掲載について定める。

第２条　本会の発行する刊行物への広告掲載は、賛助会員でなければならない。

第３条　本会会誌「臨床工学」（年１回発行）への広告掲載は、原稿サイズＡ４モノクロ、掲載料１ページ３０，０００円とする。

第４条　抄録集への広告掲載は、原稿サイズＡ４モノクロ、掲載料１ページ５，０００円とする。また、非賛助会員も可とし、掲載料１ページ１０，０００円とする。

付則

１．この規程は、理事会の議決を経なければ変更できない。

２．この規程は、平成２５年２月１２日より施行する。